

東京都北区公民連携推進条例を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第一号

東京都北区公民連携推進条例

私たちは、区民が豊かさを感じる暮らしの実現を目指しています。そのために、渋沢栄一翁が提唱した「公益の追求」と「目的達成のために最適な人材と資本を集めて事業を推進する」という合本主義の理念を大切にし、変化を恐れず、地域に根ざして社会課題や地域課題の解決に取り組みます。これらの理念の下、持続可能な区の未来に向けて対話を重視した公民連携を進めるため、この条例を制定します。

(目的)

第一条 この条例は、公民連携に関する基本的事項を定めることにより、東京都北区（以下「区」という。）及び民間事業者等がそれぞれの強みを発揮し、ともに区民ニーズに応じたサービスの更なる質の向上及び地域の価値を高め、もって区が目指す将来像を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 民間事業者等 企業、各種法人、大学、区民活動団体等をいう。
- 二 公民連携 区及び民間事業者等が、それぞれの持つ創意工夫、専門的知識、資源、ネットワーク等を結集することにより、社会課題及び地域課題（以下「社

会課題等」という。)の解決に資する公共サービスの提供等を図るために相互の対話を通じて連携することをいう。

三 公民連携事業 公民連携により行う事業をいう。

(基本方針)

第三条 区は、行おうとする事業(法令等により区が直接実施することが規定されている事業を除く。)について、第一条に規定する目的の達成が見込まれる場合は、公民連携の可能性を検討し、可能な限り公民連携事業として実施する。

(公民連携事業の原則)

第四条 区及び民間事業者等は、次に掲げる原則に基づき、公民連携事業を推進する。

- 一 区及び民間事業者等は、課題及び目標を共有し、相互の利益を見出すこと。
- 二 区は、民間事業者等と対等な関係を築き、公民連携事業の実現に向けた対話を積極的に行うこと。
- 三 区は、全ての民間事業者等に提案の機会を確保すること。
- 四 区は、公民連携事業を行うに当たっては、透明性の確保を図ること。
- 五 区及び民間事業者等は、適切な役割分担及び責任について合意し、明確化すること。

2 区は、円滑な公民連携事業の推進を図るため、関係者間の必要な調整を行わな

なければならない。

3 民間事業者等は、公民連携事業に参画するに当たっては、その公共性を理解し、関係法令を遵守するとともに、継続的な事業運営を図るよう努めなければならない。

（ガイドラインの作成）

第五条 東京都北区長（以下「区长」という。）は、公民連携事業を広く効果的に推進するため、公民連携事業に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を作成する。

2 ガイドラインには、公民連携窓口、公民連携プラットフォーム、提案事業等の募集その他公民連携事業に必要な事項について定めるものとする。

3 区长は、ガイドラインを作成し、又は改定した場合は、遅滞なくその内容を公表しなければならない。

（公民連携窓口の設置）

第六条 区长は、公民連携事業を推進するための公民連携窓口をしごと連携課に設置する。

2 公民連携窓口は、民間事業者等からの相談及び提案の受付を行うとともに、公民連携事業の情報集約を担うものとする。

（公民連携プラットフォームの構築）

第七条 区長は、公民連携事業に係る区と民間事業者等との対話の場として、公民連携プラットフォームを構築する。

（提案事業等の募集）

第八条 区長は、区の目標及び社会課題等を示した上で、民間事業者等からの相談及び提案の募集を行うとともに、自主的な提案も受けるものとする。

（委任）

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年七月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

東京都北区立芥川龍之介記念館条例を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第二号

東京都北区立芥川龍之介記念館条例

(設置)

第一条 芥川龍之介の旧居跡において、芥川龍之介を顕彰し、芥川龍之介の生きた時代及び創作を支えた雰囲気を体感することにより、地域文化の振興及び発展に資するため、東京都北区立芥川龍之介記念館（以下「記念館」という。）を東京都北区田端一丁目二十番九号に設置する。

(事業)

第二条 記念館は、次に掲げる事業を行う。

- 一 芥川龍之介の書齋再現の展示に関すること。
- 二 芥川龍之介に関する著作物、原稿、書簡その他の資料（以下「資料」という。）の収集、保管、展示及び利用に関すること。
- 三 芥川龍之介の調査研究に関すること。
- 四 芥川龍之介に関する情報の発信及び提供に関すること。
- 五 芥川龍之介を通じた地域住民及び関係機関との交流及び連携に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(施設)

第三条 記念館には、次に掲げる施設を設ける。

一 書齋

二 展示コーナー

三 ホール

四 庭

（指定管理者による管理）

第四条 記念館の管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 記念館における事業に関すること。

二 記念館の施設、附帯設備及び物品の維持管理に関すること。

三 記念館の場内整理に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

（指定管理者の指定）

第六条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認められる場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者としての指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他東

京都北区規則（以下「規則」という。）で定める書類を添えて、区長に申請しなければならぬ。

3

区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、記念館の管理を行わせるに最適な団体を候補者として選定し、東京都北区議会（以下「議会」という。）の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画書の内容が記念館を利用するものに対する公平かつ適切なサービスの確保に資するものであること。

二 事業計画書の内容が記念館の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

四 前三号に掲げるもののほか、記念館の設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

4

前三項の規定にかかわらず、区長は、指定期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合であつて、現に指定管理者に指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が記念館の設置目的を最も効果的かつ効率的に達成することができると認められるときは、現指定管理者を議会の議決を経て、指定管理

者に指定することができる。

5 区長は、指定管理者を指定したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。
(指定管理者の指定の取消し等)

第七条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 記念館の管理に関する区長の指示に従わないとき。

二 関係法令及びこの条例その他の関係条例等を遵守しないとき。

三 前二号に掲げるもののほか、当該指定管理者による記念館の管理を継続することが適当でないと区長が認めるとき。

2 前項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、必要があると認めるときは、区長は第五条に規定する業務の全部又は一部を行うことができる。

3 区長は、第一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合は、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(報告の聴取等)

第八条 指定管理者は、規則で定めるところにより、毎年度終了後、その管理する記

念館に関し事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。年度の途中において前条第一項の規定により指定を取り消されたときも、また同様とする。

2 区長は、記念館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は当該管理の業務に係る経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

（協定の締結）

第九条 指定管理者の指定を受けるものは、記念館の管理に関し、規則で定めるところにより区と協定を締結しなければならない。

（開館時間等）

第十条 記念館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

（入館料）

第十一条 記念館に入館しようとする者は、別表に定める入館料を前納しなければならない。ただし、学齢に達しない者、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者は、入館料を無料とする。

2 区長は、規則で定めるところにより、入館料を免除することができる。

3 既納の入館料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（入館の制限）

第十二条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を禁止し、又は退館させることができる。

- 一 公の秩序を乱すおそれがあるとき。
- 二 他の入館者に迷惑をかけ、又は記念館の展示品、施設、設備等を損壊するおそれがあるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、記念館の管理上支障があるとき。

（損害賠償の義務）

第十三条 入館者は、記念館の展示品、施設、設備等を毀損し、又は滅失させたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減額し、又は免除することができる。

（規則への委任）

第十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第六条に規定する指定管理者の指定に関し必要な手続及び入館料の徴収その他記念館の入館に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表(第十一条関係)

区分		入館料
通常展示を開催している場合(一人一回につき)		三百円
特別展示を開催している場合(一人一回につき)		五百円

備考

- 一 通常展示とは、芥川龍之介に関する資料の基本的な展示をいう。
- 二 特別展示とは、特別な企画に基づく資料の展示をいう。

東京都北区ネスト赤羽条例を廃止する条例を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第三号

東京都北区ネスト赤羽条例を廃止する条例

東京都北区ネスト赤羽条例（平成十六年十二月東京都北区条例第三十二号）は、
廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の東京都北区ネスト赤羽条例の規定により納付すべきものとされている使用料及び共益費の徴収については、なお従前の例による。

東京都北区議会議員及び東京都北区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第四号

東京都北区議会議員及び東京都北区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区議会議員及び東京都北区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年三月東京都北区条例第八号）の一部を次のように改正する。

第八条中「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に改める。

第十一条中「五百四十一円三十一銭」を「五百八十六円八十八銭」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区議会議員及び東京都北区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

東京都北区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第五号

東京都北区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成二十七年十二月東京都北区条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

「スポーツに関する事務（学校における体育に関するものを除く。）」を「次に掲げる教育に関する事務」に改め、本則に次の各号を加える。

- 一 スポーツに関するもの（学校における体育に関するものを除く。）。
- 二 文化に関するもの（文化財の保護に関するものを除く。）。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第六号

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年十月東京都北区条例第六十三号）の一部を次のように改正する。
別表第一中十四の項を十五の項とし、十三の項の次に次のように加える。

十四 区長

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による保育所等の利用の調整に関する事務であって規則で定めるもの

別表第二の一の項中「障害者関係情報又は」を「障害者関係情報、」に改め、「
」という。」の下に「又は戸籍関係情報」を加え、同表二の項中「又は医療保険
給付関係情報」を「、医療保険給付関係情報又は戸籍関係情報」に改め、同表十八
の項中「（昭和二十二年法律第六十四号）」を削り、同表に次のように加える。

二十 区長

児童福祉法による保育所等の利用の調整に関する事務であって規則で定

住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則

めるもの

で定めるもの

付 則

この条例は、令和九年二月一日から施行する。ただし、別表第二の一の項及び二の項の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

東京都北区職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第七号

東京都北区職員定数条例の一部を改正する条例

東京都北区職員定数条例（昭和五十年三月東京都北区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二千四百四十七人」を「二千五百一人」に、「十五人」を「十六人」に、「百八十八人」を「二百四人」に、「六人」を「十人」に、「二千七百十九人」を「二千七百九十四人」に改め、同条第二項中「場合」の下に「並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の三第一項の規定により臨時的任用を行う日から一年以内に廃止されることが予想される臨時の職に任用する場合」を加える。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

一般職の任期付職員採用に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第八号

一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和二年十月東京都北区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

第一条中「第三条第二項及び」を「第三条第一項及び第二項並びに」に改め、
「第七条第一項」の下に「並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第五項」を、「経験」の下に「又は優れた識見」を、「定めた採用」の下に「及び任期を定めて採用された職員の給与の特例」を加える。

第二条中「任命権者は」の下に「、前項の規定によるほか」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

第三条中「前条」を「前条各項」に、「職員の」を「任期付職員の」に改める。

第四条中「第二条」を「第二条各項」に、「任期付職員」を「同条第二項の規定

により任期を定めて採用された職員」に改め、同条を第七条とし、第三条の次に次の三条を加える。

（給与に関する特例）

第四条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、別表第一の特定任期付職員給料表を適用する。

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて別表第二の号給別基準職務表に従い、前項の給料表に掲げる号給のいずれかに格付けし、同表により給料を支給しなければならない。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第一項の給料表に掲げる号給により難いときは、前二項の規定にかかわらず、特別区人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる七号給の給料月額にその額と同表に掲げる六号給の給料月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の指定職俸給表八号俸の額未満の額に限る。）又は同表八号俸の額に相当する額とすることができ。

4 第二項の規定による号給の格付け及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

（特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用）

第五条 特定任期付職員に対する給与の給与に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第八号。以下「給与条例」という。）第四条、第二十六条の二第一項及び第二項、第二十九条、第三十一条第二項、第三十二条第二項並びに第三十三条第一項の規定の適用については、給与条例第四条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和二年十月東京都北区条例第二十九号。以下「任期付職員採用条例」という。）第四条の規定」と、給与条例第二十六条の二第一項及び第二項中「第十一条第一項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第二十九条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、給与条例第三十一条第二項ただし書中「第十一条第一項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、「百分の百八・七五」とあるのは「百分の百一・二五」と、給与条例第三十二条第二項中「第十一条第一項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、「百分の百三十六・二五」とあるのは「百分の九十三・七五」と、給与条例第三十三条第一項中「第十一条第一項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。

（給与条例の適用除外）

第六条 給与条例第五条、第六条、第十条から第十四条まで及び第十六条の規定は、特定任期付職員には適用しない。
付則の次に別表として次の二表を加える。

別表第1（第4条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	408,000
2	451,000
3	503,000
4	566,000
5	639,000
6	725,000
7	821,000

別表第2（第4条関係）

号給別基準職務表

号給	基準となる職務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第九号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十六年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

十一 地方税共同機構

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第十号

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成十四年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第一号中「十七万七千九百五十円」を「十八万六千五百円」に改め、同項第三号中「八万八千九百八十円」を「九万二千九百八十円」に改める。

別表中「八、五二九円」を「九、〇六〇円」に、「七、一六四円」を「七、六二九円」に、「九、九〇九円」を「一〇、三三二円」に、「七、九三二円」を「八、三四〇円」に、「一二、三五一円」を「一四、一七五円」に、「九、四三八円」を「九、八七三元」に、「一三、五七五円」を「一四、一七五円」に、「一〇、七〇一元」を「一一、〇七三元」に、「一五、八三七円」を「一六、四六七円」に、「一、六一〇円」を「一一、九〇七円」に、「一六、八六六円」を「一七、四九六円」に、「一一、九七〇円」を「一二、二四六円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条

例」という。)別表の規定は令和七年四月一日から適用し、新条例第十二条第二項第一号及び第三号の規定は同年八月一日から適用する。

(経過措置)

2 新条例別表の規定(次項の規定により読み替えて適用する場合も含む。)は、令和七年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの期間における新条例別表の規定の適用については、同表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項一〇年以上一五年未満の欄中「一四、一七五円」とあるのは、「一二、九五円」とする。

4 令和七年四月一日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(以下「旧条例」という。)別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(令和七年四月一日から施行日の前日までの間に係る分に限る。)並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償(令和七年四月一日から

施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく公務災害補償の内払とみなす。

5 新条例第十二条第二項第一号及び第三号の規定は、令和七年八月一日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 令和七年八月一日から施行日の前日までの間に、旧条例第十二条第二項第一号及び第三号の規定に基づく介護補償（令和七年八月一日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

東京都北区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第十一号

東京都北区手数料条例の一部を改正する条例

東京都北区手数料条例（平成十二年三月東京都北区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十一の三の項中「薬局製造販売医薬品（同令第三条ただし書に規定する薬局製造販売医薬品を）」を「同法第二条第十七項第三号に規定する医薬品（以下「薬局製造販売医薬品」と）に改め、同表七十一の十の項中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に改め、同表百二十七の二の項中「第三百三十七條の二第六項」を「第三百三十七條の十二第十一項」に改め、同表百二十七の二の項中「第三百三十七條の十二第七項」を「第三百三十七條の十二第十二項」に改め、同表百三十六の項中「マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンシヨンの再生等の円滑化に関する法律」に、「第二百五条第一項」を「第六十三條の五十九第一項」に改め、「容積率」の下に「又は各部分の高さ」を加え、「要除却認定マンシヨンを」を「要除却等認定マンシヨンの更新がされるマンシヨンを」に改め、「されるマンシヨンの下に」又は要除却等認定マンシヨンの更新がされるマンシヨンを加え、同表百三十九の項中「第五条の四」を「第五条の十四」に改め、同表百四十の項中「第五条の六第一項」を「第五条の十六第一項」に改め、同表百四十一の項中「第五条の七第一項」を「第五条の十七第一項」に、「第五条の七第二項」を「第五条の十七第二

項」に、「第五条の四」を「第五条の十四」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一の百三十六の項の改正規定 令和八年四月一日
- 二 別表第一の七十一の十の項の改正規定 令和八年五月一日

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第十二号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和四十九年九月東京都北区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 災害弔慰金（第三条―第八条）

第三章 災害障害見舞金の支給（第九条―第十一条）

第四章 災害援護資金の貸付け（第十二条―第十五条）

第五章 東京都北区災害弔慰金等支給審査会（第十六条―第二十一条）

第六章 雑則（第二十二条）

付則

第八条中「規則」を「東京都北区規則（以下「規則」という。）」に改める。

第十六条を削る。

第四章の次に次の二章を加える。

第五章 東京都北区災害弔慰金等支給審査会

（審査会の設置）

第十六条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するた
め、区長の附属機関として、東京都北区災害弔慰金等支給審査会（以下「審査
会」という。）を置く。

（審査会の所掌事務）

第十七条 審査会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

- 一 災害弔慰金の支給に係る災害と死亡との因果関係に関する事項
 - 二 災害障害見舞金の支給に係る災害と障害との因果関係に関する事項
 - 三 その他災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する重要な事項
- （審査会の組織）

第十八条 審査会は、医師、弁護士その他区長が適当と認める者のうちから、区長
が委嘱し、又は任命する委員七人以内をもつて組織する。

2 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の
任期は、前任者の残任期間とする。

（審査会の会長）

第十九条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理す
る。

(審査会の会議)

第二十条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審査会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第二十一条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

第六章 雑則

(委任)

第二十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付則第二項中「第十四条第一項」を「第十三条第一項」に改め、「及び第十四条」及び「と、第十四条中「年三パーセント」とあるのは「年一・五パーセント

(保証人を立てる場合にあつては無利子)」を削る。

付則第三項中「第十四条第七項」を「第十三条第七項」に改める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区高齢者住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第十三号

東京都北区高齢者住宅条例の一部を改正する条例

東京都北区高齢者住宅条例（平成九年九月東京都北区条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

シルバーピア栄町	東京都北区栄町五番四号	六十九
----------	-------------	-----

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の東京都北区高齢者住宅条例別表に規定するシルバーピア栄町の指定管理者の指定に関し必要な手続その他シルバーピア栄町の管理に關し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

東京都北区行政手続条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第十四号

東京都北区行政手続条例の一部を改正する条例

東京都北区行政手続条例（平成八年十二月東京都北区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号及び第四条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第十三条第一項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第一号イ中「名あて人」を「名宛人」に、「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第二項第五号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第十四条第一項及び第二項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第十五条第一項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第三項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができ

態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に
掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したも
のの閲覧をすることができるとする状態に置く措置をとることによつて行うものとする。
この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該
通知がその者に到達したものとみなす。

第十六条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

第二十二條第三項中「第十五條第三項」及び「同條第三項」の下に「及び第四項」
を加え、「名あて人」を「名宛人」に、「」掲示を始めた日から二週間を経過した
とき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき（同一の当事者又は
参加人に対する二回目以降の通知にあつては、掲示を始めた」を「同項中「とき」
とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、
当該措置を開始した」に改める。

第二十八條第一項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第二十九條中「第十五條第三項及び」の下に「第四項並びに」を加え、「同項
第三号」を「同條第四項中「第一項第三号」に、「同條第三号」を「第二十八條第
三号」に、「同條第三項後段」を「同條第四項後段」に、「第十五條第三項後段」
を「第十五條第四項後段」に改める。

付
則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年五月二十一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都北区行政手続条例第十五条第三項及び第四項(これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

東京都北区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第十五号

東京都北区特別区税条例の一部を改正する条例

東京都北区特別区税条例（昭和三十九年十二月東京都北区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「公示送達は、」の下に「公示事項（同条第二項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）第一条の八第一項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができ、状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第十五条第四項中「地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

付 則

（施行期日）

第一条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）附則第一条第十二号に規定する日から施行する。

（経過措置）

第二条 この条例による改正後の東京都北区特別区税条例第六条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

東京都北区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第十六号

東京都北区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区後期高齢者医療に関する条例（平成二十年三月東京都北区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「公示送達は、」の下に「公示事項（同条第二項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第一条の八第一項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができるとともに、状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）附則第一条第十二号に規定する日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区後期高齢者医療に関する条例第六条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示

送達については、なお従前の例による。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第十七号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第九号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 旅費の種目及び内容（第八条―第二十条）

第三章 雑則（第二十一条―第二十七条）

付則

第一条第二項を削る。

第二条第一項第一号中「財務省令で」を「国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号。以下「省令」という。）第二条に」に改め、同項第三号中「職員については」を「場合又は任命権者若しくは任命権者の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には」に、「又は居所」を「居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同項第四号中「北区」を「東京都北区」に、「あらかじめ人事委員会」を「あらかじめ特別区人事委員会」に、「人事委員会と協議して特別の」を「特別の」に、「認められた」を「認めた」に改め、

同項第五号中「扶養親族」を「家族」に、「主として職員の収入によつて生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

第二条第一項に次の三号を加える。

七 遺族 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

八 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。

九 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行者をいう。）その他の任命権者が定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、区と旅行役務提供者（以下この号において「旅行者等が区に対して旅行に係る役務その他の任命権者が定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、区が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第七項において同じ。）を締結したものをいう。

第二条第二項及び第三項を削る。

第三条第二項を次のように改める。

2

職員、その配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

二 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

三 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

四 職員が、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

五 職員が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

六 外国在勤の職員が死亡した場合には、当該職員の外に外国にある遺族（配偶

者又はパートナーシップ関係の相手方及び子に限る。)がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

七 外国在勤の職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は任命権者が定める外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

第三条第五項中「から第三項まで」を「、第二項及び第四項」に改め、「交通機関の事故又は」を削り、「やむを得ない」を「任命権者が定める」に、「の金額」を「で任命権者が定める金額」に改め、「支給する」の下に「ことができる」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「から前項まで」を「、第二項及び前項」に、「により、」を「により」に、「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。)」が、その出発前に、第四条第三項「を」が、次条第三項「に、」を取り消され「を」の変更(取消しを含む。同項及び同条第四項並びに第五条において同じ。)を受け「に、」において、「を」を「その他任命権者が定める場合には、」に改め、「金額があるときは、当該」を削り、「なつた金額を、」を「なる金額又は支出を要する金額で任命権者が定めるものを」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 職員が前項第一号又は第四号の規定に該当する場合において、地方公務員法

（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号若しくは第二十九条第一項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつたときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

第三条に次の一項を加える。

7 第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する場合において、区が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第四条第一項中「任命権者又は任命権者の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同項第二号中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同条第三項中「を」を「変更（取消を含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「第五条第一項」を「次条第一項」に、「これを」を「その変更をする」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（旅行命令簿又は旅行依頼簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において「旅行命令簿等」という。）に任命権者が定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、内国旅行のうち任命権者が定める出張を命じるとき又は旅行命令簿等に

当該事項の記載若しくは記録をすゝいとまがないときは、口頭により旅行命令等を発し、又はその変更をすゝことができる。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかつた場合には、速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならぬ。

第四条に次の一項を加える。

6 旅行命令簿等が電磁的記録による場合は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて任命権者が定めるものをいう。以下同じ。）により提示すゝことができる。

第五条第一項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第六条を削る。

第七条中「旅費は」の下に「、旅行に要する実費を弁償すゝためのもゝとして、次章に定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によつて」に改め、同条ただし書中「又は方法によつて」を「又は方法により」に改め、同条を第六条とする。

第八条から第十三条までを削る。

第十三条の二第一項中「旅行者又は」を「旅行者若しくは」に改め、「もの」の下に「又は旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「精算書」の下に「（当該請求書又は精算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を

含む。以下「請求書等」という。）」を加え、「書類を」を「資料を」に改め、「当該旅費」の下に「又は当該金額」を加え、「添付書類」を「資料」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の下に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第四項中「第一項に規定する請求書又は精算書」を「請求書等」に、「添付書類」を「資料」に、「及び様式並びに」を「又は記録事項、」に、「前項」を「第三項」に改め、「期間」の下に「その他必要な事項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 請求書等又は資料が電磁的記録による場合は、電磁的方法により提出することができる。

第十三条の二を第七条とする。

第二章を次のように改める。

第二章 旅費の種目及び内容

（旅費の種目及び内容）

第八条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

（鉄道賃）

第九条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び第十二条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 急行料金

三 寝台料金

四 座席指定料金

五 特別車両料金

六 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第十条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するもの）その他任命権者が定めるものをいう。次項及び第十二条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 寝台料金

三 座席指定料金

四 特別船室料金

五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合であつて、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額とする。

一 内国旅行の場合であつて、運賃の等級が三以上に区分された船舶により移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

二 内国旅行の場合であつて、運賃の等級が二階級に区分された船舶により移動するとき 下級の運賃の額

三 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が区分された船舶により移動するとき

最上級（等級が三以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額

四 第一号又は第二号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に二以上に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ 第一号の規定に該当するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

ロ 第二号の規定に該当するとき 最上級の運賃の額

（航空賃）

第十一条 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び次条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により

移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

一 外国旅行の場合であつて、長時間にわたる移動として任命権者が定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額

二 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が三以上に区分された航空機により特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額
（その他の交通費）

第十二条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、路程一キロメートルにつき三十七円とする。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供す

る自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

四 前三号に掲げる費用に付随する費用

2 前項ただし書の場合において、全路程を通算して計算し、路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊費）

第十三条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国の職員につき省令第十三条第一項の規定により定められている宿泊費基準額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。この場合において、職員に対応する国の職員は、職務の級が十級以下の者とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として任命権者が定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第十四条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第九条から第十二条までの規定による交通費（第

十八条において「交通費」という。）の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第十五条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国の職員につき省令第十四条の規定により定められている宿泊手当の額とする。

（転居費）

第十六条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第十八条第一項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ若しくはロに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。ただし、外国旅行においては、別表に定める容積又は重量の範囲内において算定した額とする。

一 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するとき（複数の運送業者に見積りをさせることができない特別な事情があるときを含む。）に限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

二 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

三 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

2 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第十七条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、国内旅行にあつては五夜分を、外国旅行にあつては十夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第十八条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

一 国内旅行にあつては、次に掲げる額

イ 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下このイ及びロ並びに次号イからハまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定

した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

二 外国旅行にあつては、次に掲げる額

イ 赴任の際旅行命令権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後旅行命令権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

ハ イに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後旅行命令権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号イの

規定に準じて算定した額

ニ 外国に赴任後旅行命令権者の許可を受け、家族（イ又はロに規定する許可を受け移転した者であつて同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第一号ロ又は第二号ロ若しくはハに規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第十九条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして任命権者が定める費用の額とする。

（死亡手当）

第二十条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは子の外国における死亡（第三条第二項第五号又は第七号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令第十八条に定める死亡手当の額とする。

第三章を削る。

第三十七条第一項中「旅行者が」の下に「区以外の者から旅費の支給を受ける場

合、」を加え、「区長の承認を経て」を削り、同条第二項中「人事委員会と協議して」を「任命権者が」に改め、同条を第二十四条とし、第四章中同条の前に次の三条を加える。

（退職者等の旅費）

第二十一条 第三条第二項第一号又は第四号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて任命権者が定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。

（遺族等の旅費）

第二十二条 第三条第二項第二号、第三号又は第五号から第七号までの規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて任命権者が定めるものとする。

（旅費の支給額の上限）

第二十三条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第十二条第一項ただし書

に規定する場合を除く。)(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)
に係る旅費の支給額は、第九条第一項各号、第十条第一項各号、第十一条第一項各号及び第十二条第一項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第六条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第六条、第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第十九条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第三十八条中「第四十七条」を「第四十七条第一項若しくは第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 旅行命令権者は、職員について船員法第四十七条第二項の規定に該当する事由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

第三十八条を第二十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(旅費の返納)

第二十六条 支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基

づく規程の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、任命権者が定める。

第三十九条に見出しとして「(委任)」を付し、同条中「外実施上必要な事項は」を「ほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、」に改め、同条を第二十七条とする。

第四章を第三章とする。

付則第二項から第四項までを削り、付則第五項中「種類」を「種目」に改め、同項を付則第二項とする。

別表第二を削り、別表第一を次のように改める。

別表 外国旅行の転居費に係る家財運送量の上限（第十六条関係）

区分		上限
家財の運送 単位を容積 により算出 する場合	職員	九立方メートル
	配偶者又はパートナーシップ関係の相手方 子（一人につき）	九立方メートル 一・五立方メートル
家財の運送 単位を重量 により算出 する場合	職員	三六〇キログラム
	配偶者又はパートナーシップ関係の相手方 子（一人につき）	三六〇キログラム 六〇キログラム

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後

の条例第二条第三号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第四条第一項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の職員の旅費に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に改正後の条例第二条第三号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日以前期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第三条第二項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合には、なお従前の例による。

4 改正後の条例第三条第五項及び第六項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の条例第三条第一項から第三項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 改正後の条例第二十六条の規定は、改正後の条例又はこれに基づく規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（東京都北区選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

6 東京都北区選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成三年十二月東京都市北区条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び渡航手数料の九種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費の八種」に改める。

（東京都北区教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

7 東京都北区教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十月東京都市北区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び渡航手数料の九種とし」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費の八種とし、」に改める。

（東京都北区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

8 東京都北区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十二年一月東京都市北区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊

費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

（選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

9 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十四年三月東京都北区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「車賃、日当及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の六種」に、「中六級の職務にある者の」を「の適用を受ける職員」に改める。

（東京都北区議会、選挙管理委員会又は監査委員の求めにより出頭する者及び公聴会に参加する者の費用弁償条例）

10 東京都北区議会、選挙管理委員会又は監査委員の求めにより出頭する者及び公聴会に参加する者の費用弁償条例（昭和三十一年十二月東京都北区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「・船賃・航空賃・車賃・日当・宿泊料及び食卓料」を「、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に、「中六級の職務にある者」を「の適用を受ける職員」に改める。

（東京都北区選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正に伴う経過措置）

11 付則第六項から前項までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、施行

日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

一 東京都北区選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例

二 東京都北区教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例

三 東京都北区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例

四 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例

五 東京都北区議会、選挙管理委員会又は監査委員の求めにより出頭する者及び公聴会に参加する者の費用弁償条例

東京都北区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第十八号

東京都北区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年十二月東京都北区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当」に改める。

第八条第二項中「百分の百九十七・五」を「百分の二百」に改める。

別表中「九三五、五〇〇円」を「九六六、四〇〇円」に、「八〇三、〇〇円」を「八二九、五〇〇円」に、「六六七、六〇〇円」を「六八九、六〇〇円」に、「六四〇、二〇〇円」を「六六一、三〇〇円」に、「六二三、〇〇〇円」を「六四三、六〇〇円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する

る条例第七条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

東京都北区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第十九号

東京都北区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
東京都北区監査委員の給与等に関する条例（平成三年十二月東京都北区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「六十四万三千二百円」を「六十六万四千四百円」に改める。
第三条第二項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第二項の規定中死亡手当については、常勤の監査委員に限る。
第四条第三項中「百分の百九十七・五」を「百分の二百」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区監査委員の給与等に関する条例第三条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第二十号

東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十月二月東京都北区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に、「中六級の職務にある者」を「の適用を受ける職員」に改め、同条第三項中「級別の額及び」を削る。
別表に次のように加える。

東京都北区災害弔慰金等支給審査会	会長	二〇、六〇〇円
	委員	一八、五〇〇円

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関

する条例第三条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

東京都北区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第二十一号

東京都北区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区長等の給料等に関する条例（昭和三十一年十二月東京都北区条例第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当」に改める。

第六条中「別表第三」を「次」に、「別表第四の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定める割合」を「百分の二百」に改め、同条に次の各号を加える。

一 別表第一に規定する給料の月額に地域手当の月額を加えた額

二 前号の額に百分の二十を乗じて得た額

三 別表第一に規定する給料の月額に百分の二十五を乗じて得た額

付則第六項を削る。

別表第一中「一、一六二、〇〇〇円」を「一、二〇〇、三〇〇円」に、「九三

〇、七〇〇円」を「九六一、四〇〇円」に、「八五二、三〇〇円」を「八八〇、四

〇〇円」に改める。

別表第二中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）」を「国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）及

び国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）に改め、
「中その他の者」を削り、「国家公務員等の旅費に関する法律中、指定職の職務に
ある者」を「国家公務員等の旅費に関する法律施行令及び国家公務員等の旅費支給
規程中、指定職職員等」に改める。

別表第三及び別表第四を削る。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

東京都北区建築審査会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第二十二号

東京都北区建築審査会条例の一部を改正する条例

東京都北区建築審査会条例（昭和五十八年三月東京都北区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に、「中六級の職務にある者相当職」を「の適用を受ける職員相当額」に改め、同条第三項ただし書を削る。

第十条中「まちづくり部住宅課」を「都市整備部住宅課」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区建築審査会条例第九条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第二十三号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第八号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「四号給」の下に「（行政職給料表（一）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が六級以上であるものにあつては、零号給）」を加える。

第二十六条の二第一項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項ただし書中「勤務しなかつた」を「勤務をしなかつた」に改め、同条第二項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「定める額」の下に「（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て東京都北区規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を加え、同項第一号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て東京都北区規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第5条関係）

イ 行政職給料表（一）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	196,600	245,300	268,800	292,300	396,800	497,700	541,500
	2	197,500	246,200	270,200	294,200	399,300	506,200	550,200
	3	198,400	247,100	271,600	296,100	401,500	513,900	557,900
	4	199,300	248,100	273,000	298,000	403,800	520,400	564,400
	5	200,300	249,100	274,500	300,000	406,100	526,500	570,500
	6	201,300	250,200	276,100	301,900	408,400	532,000	576,000
	7	202,200	251,300	277,700	303,800	410,700	536,900	580,900
	8	203,100	252,400	279,300	305,800	412,900	539,400	583,400
	9	204,000	253,600	281,000	307,800	415,000	541,400	
	10	205,000	254,800	282,700	309,700	417,300		
	11	206,100	256,000	284,500	311,700	419,400		
	12	207,100	257,200	286,300	313,700	421,500		
	13	208,100	258,400	288,100	315,700	423,600		
	14	209,300	259,700	289,900	317,700	425,500		
	15	210,500	261,000	291,700	319,700	427,400		
	16	211,700	262,300	293,600	321,700	429,200		
	17	213,000	263,700	295,500	323,600	431,000		
	18	214,400	265,100	297,300	325,500	432,600		
	19	216,000	266,500	299,200	327,500	434,100		
	20	217,600	267,900	301,100	329,500	435,400		
	21	219,200	269,400	303,000	331,500	436,700		
	22	220,800	270,900	304,800	333,500	438,100		
	23	222,400	272,400	306,700	335,400	439,300		
	24	224,000	273,900	308,600	337,400	440,300		
	25	225,600	275,400	310,500	339,400	441,400		
	26	227,300	276,900	312,800	341,800	442,500		
	27	229,000	278,400	315,200	344,300	443,500		
	28	230,700	279,900	317,600	346,800	444,400		
	29	232,000	281,500	320,000	349,300	445,200		
	30	232,900	283,600	321,900	351,400	446,000		
	31	233,600	285,700	323,700	353,500	446,800		
	32	234,300	287,800	325,500	355,500	447,600		
	33	235,000	290,000	327,300	357,500	448,300		
	34	235,800	291,400	329,100	359,500	449,000		
	35	236,600	292,800	330,800	361,500	449,800		
	36	237,500	294,200	332,500	363,500	450,500		

定年前再任用短時間勤

37	238,400	295,700	334,200	365,500	451,100		
38	239,300	297,100	336,000	367,500	451,800		
39	240,300	298,500	337,700	369,500	452,400		
40	241,200	299,900	339,400	371,400	453,000		
41	242,300	301,200	341,100	373,300	453,500		
42	243,400	302,500	342,800	375,200	454,000		
43	244,600	303,800	344,500	377,100	454,500		
44	245,800	305,100	346,200	378,900	455,100		
45	247,100	306,400	347,800	380,700	455,700		
46	248,200	307,600	349,400	382,500	456,300		
47	249,300	308,900	351,000	384,300	456,900		
48	250,500	310,100	352,700	386,100	457,300		
49	251,800	311,400	354,400	387,900	457,800		
50	252,900	312,700	356,000	389,700	458,300		
51	254,000	313,900	357,600	391,600	458,800		
52	255,200	315,100	359,200	393,300	459,300		
53	256,400	316,300	360,900	395,000	459,800		
54	257,500	317,500	362,500	396,700	460,300		
55	258,600	318,700	364,200	398,400	460,700		
56	259,800	319,900	365,800	399,900	461,200		
57	261,000	321,100	367,300	401,400	461,700		
58	262,100	322,300	368,900	402,900	462,200		
59	263,200	323,400	370,400	404,400	462,700		
60	264,300	324,600	371,900	405,900	463,200		
61	265,400	325,800	373,500	407,300	463,600		
62	266,500	327,000	375,100	408,600	464,100		
63	267,600	328,200	376,600	409,900	464,600		
64	268,700	329,400	378,100	411,100	465,100		
65	269,800	330,500	379,600	412,200	465,600		
66	270,900	331,700	381,100	413,200	466,100		
67	272,000	332,900	382,600	414,200	466,600		
68	273,100	334,100	384,000	415,200	467,100		
69	274,200	335,200	385,400	416,200	467,600		
70	275,300	336,400	386,700	417,000	468,100		
71	276,400	337,600	388,000	417,900	468,600		
72	277,500	338,700	389,200	418,700	469,100		
73	278,600	339,900	390,300	419,500	469,600		
74	279,700	341,000	391,300	420,200	470,100		
75	280,800	342,100	392,300	420,900	470,600		
76	281,900	343,100	393,200	421,600	471,100		

務職員以外の職員

77	283,000	344,100	394,200	422,300	471,600		
78	284,100	345,100	395,100	422,900			
79	285,200	346,000	396,000	423,600			
80	286,300	346,900	396,700	424,200			
81	287,300	347,600	397,500	424,800			
82	288,400	348,400	398,300	425,300			
83	289,500	349,100	399,000	425,800			
84	290,500	349,800	399,600	426,300			
85	291,600	350,300	400,300	426,800			
86	292,700	350,900	400,900	427,200			
87	293,800	351,500	401,500	427,700			
88	294,800	352,000	402,000	428,200			
89	295,900	352,600	402,500	428,600			
90	297,000	353,200	403,000	429,100			
91	298,000	353,800	403,500	429,600			
92	299,100	354,300	404,000	430,000			
93	300,200	354,800	404,500	430,400			
94	301,300	355,300	405,000	430,900			
95	302,400	355,800	405,500	431,400			
96	303,400	356,300	406,000	431,800			
97	304,400	356,800	406,400	432,200			
98	305,500	357,200	406,800	432,600			
99	306,600	357,700	407,300	433,000			
100	307,700	358,200	407,800	433,400			
101	308,600	358,700	408,300	433,800			
102	309,600	359,100	408,800	434,200			
103	310,600	359,600	409,300	434,600			
104	311,500	360,100	409,700	435,000			
105	312,400	360,600	410,100	435,400			
106	313,300	361,000	410,500	435,800			
107	314,200	361,400	410,900	436,200			
108	315,100	361,800	411,300	436,600			
109	315,900	362,200	411,700	437,000			
110	316,700	362,600	412,100	437,400			
111	317,400	363,000	412,500	437,800			
112	318,100	363,400	412,900	438,200			
113	318,700	363,800	413,300	438,600			
114	319,400	364,200	413,700	439,000			
115	320,000	364,600	414,100	439,400			
116	320,600	365,000	414,500	439,800			

117	321,100	365,400	414,900	440,200			
118	321,600	365,800	415,300	440,600			
119	322,000	366,200	415,700	441,000			
120	322,400	366,600	416,100	441,400			
121	322,700	367,000	416,500	441,800			
122	323,100		416,900	442,200			
123	323,500		417,300	442,600			
124	323,900		417,700	443,000			
125	324,300		418,100	443,400			
126	324,600		418,500	443,800			
127	325,000		418,900	444,200			
128	325,400		419,300	444,600			
129	325,800		419,700	445,000			
130	326,200		420,100				
131	326,600		420,500				
132	327,000		420,900				
133	327,300		421,300				
134	327,700						
135	328,000						
136	328,300						
137	328,600						
138	328,900						
139	329,200						
140	329,500						
141	329,800						
142	330,100						
143	330,400						
144	330,700						
145	331,000						
146	331,300						
147	331,600						
148	331,900						
149	332,200						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		209,700	246,200	286,500	306,100	331,100	401,000
							421,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第27条に規定する職員を除く。

ロ 行政職給料表(二)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	181,100	242,900	278,000	310,100
	2	182,000	245,000	280,200	312,500
	3	182,900	247,100	282,400	314,900
	4	183,800	249,200	284,700	317,300
	5	184,700	251,400	287,000	319,600
	6	185,600	253,100	288,800	321,900
	7	186,500	254,800	290,600	324,000
	8	187,400	256,500	292,400	326,100
	9	188,300	258,000	294,200	328,200
	10	189,200	259,500	295,800	330,300
	11	190,100	260,800	297,400	332,400
	12	191,000	262,100	299,000	334,500
	13	191,900	263,400	300,600	336,400
	14	192,800	264,700	302,100	338,300
	15	193,700	266,000	303,600	340,200
	16	194,600	267,300	305,000	342,100
	17	195,500	268,600	306,400	344,000
	18	196,400	269,900	307,800	345,900
	19	197,300	271,200	309,200	347,600
	20	198,200	272,400	310,500	349,300
	21	199,300	273,600	311,800	351,000
	22	200,400	274,800	313,100	352,700
	23	201,500	276,000	314,400	354,400
	24	202,600	277,200	315,600	356,100
	25	203,700	278,400	316,800	357,600
	26	204,800	279,600	318,000	359,100
	27	205,900	280,800	319,200	360,600
	28	207,000	282,000	320,400	362,100
	29	208,100	283,100	321,600	363,600
	30	209,200	284,200	322,700	365,100
	31	210,300	285,300	323,800	366,600
	32	211,400	286,400	324,900	368,100
	33	212,500	287,500	325,900	369,600
	34	213,600	288,600	326,900	371,100
	35	214,700	289,700	327,900	372,600
	36	215,800	290,800	328,900	374,100

定年前再任用	37	216,900	291,900	329,900	375,600
	38	218,000	293,000	330,900	376,900
	39	219,100	294,000	331,900	378,200
	40	220,200	295,000	332,800	379,500
	41	221,300	296,000	333,700	380,800
	42	222,400	297,000	334,600	382,100
	43	223,500	298,000	335,500	383,400
	44	224,600	299,000	336,300	384,700
	45	225,700	300,000	337,100	386,000
	46	226,800	301,000	337,900	387,100
	47	227,900	302,000	338,700	388,200
	48	229,000	303,000	339,500	389,300
	49	230,100	303,900	340,300	390,300
	50	231,200	304,800	341,100	391,300
	51	232,300	305,700	341,900	392,300
	52	233,400	306,600	342,700	393,300
	53	234,400	307,500	343,400	394,300
	54	235,400	308,400	344,100	395,300
	55	236,400	309,300	344,800	396,300
	56	237,400	310,200	345,500	397,300
	57	238,400	311,100	346,200	398,300
	58	239,400	312,000	346,900	399,100
	59	240,400	312,700	347,500	399,900
	60	241,400	313,400	348,100	400,700
	61	242,400	314,100	348,700	401,500
	62	243,400	314,800	349,300	402,300
	63	244,400	315,500	349,900	403,100
	64	245,400	316,100	350,500	403,900
	65	246,400	316,700	351,100	404,500
	66	247,400	317,300	351,700	405,100
	67	248,400	317,900	352,300	405,700
	68	249,400	318,500	352,900	406,300
	69	250,400	319,000	353,500	406,900
	70	251,400	319,500	354,100	407,500
	71	252,400	320,000	354,700	408,100
	72	253,400	320,500	355,200	408,700
	73	254,400	321,000	355,700	409,100
	74	255,400	321,500	356,200	409,400
	75	256,400	322,000	356,700	409,700
	76	257,400	322,500	357,200	410,000

短時間勤務職員以外の職員

77	258,400	323,000	357,700	410,300
78	259,400	323,500	358,200	410,600
79	260,400	324,000	358,700	410,900
80	261,400	324,500	359,200	411,200
81	262,400	325,000	359,700	411,500
82	263,400	325,500	360,200	411,800
83	264,400	325,900	360,700	412,100
84	265,400	326,300	361,200	412,400
85	266,400	326,700	361,700	412,700
86	267,400	327,100	362,100	413,000
87	268,400	327,500	362,500	413,300
88	269,400	327,900	362,900	413,600
89	270,400	328,300	363,300	413,900
90	271,400	328,700	363,700	414,200
91	272,400	329,100	364,100	414,500
92	273,400	329,500	364,500	414,800
93	274,400	329,900	364,900	415,100
94	275,400	330,300	365,300	415,400
95	276,400	330,700	365,700	
96	277,400	331,000	366,000	
97	278,400	331,300	366,300	
98	279,400	331,600	366,600	
99	280,400	331,900	366,900	
100	281,400	332,200	367,200	
101	282,400	332,500	367,500	
102	283,400	332,800	367,800	
103	284,400	333,100	368,100	
104	285,400	333,400	368,400	
105	286,400	333,700	368,700	
106	287,400	334,000	369,000	
107	288,400	334,300	369,300	
108	289,300	334,600	369,600	
109	290,200	334,900	369,900	
110	291,100	335,100	370,200	
111	292,000	335,300	370,500	
112	292,900	335,500	370,800	
113	293,800	335,700	371,100	
114	294,700	335,900	371,400	
115	295,600	336,100	371,700	
116	296,500	336,300	372,000	

117	297,400	336,500	372,300	
118	298,300	336,700	372,600	
119	299,000	336,900	372,900	
120	299,700	337,100	373,200	
121	300,400	337,300	373,500	
122	301,100	337,500	373,800	
123	301,800	337,700	374,100	
124	302,500	337,900	374,400	
125	303,200	338,100	374,700	
126	303,900	338,300	375,000	
127	304,600	338,500	375,300	
128	305,300	338,700	375,600	
129	306,000	338,900	375,900	
130	306,600	339,100	376,200	
131	307,200	339,300	376,500	
132	307,800	339,500	376,800	
133	308,400	339,700	377,100	
134	309,000	339,900	377,400	
135	309,600	340,100	377,700	
136	310,200	340,300	378,000	
137	310,800	340,500	378,300	
138	311,400	340,700	378,600	
139	312,000	340,900	378,900	
140	312,400	341,100	379,200	
141	312,800	341,300	379,500	
142	313,200	341,500	379,800	
143	313,600	341,700	380,100	
144	314,000	341,900		
145	314,400	342,100		
146	314,800			
147	315,200			
148	315,600			
149	316,000			
150	316,400			
151	316,800			
152	317,200			
153	317,600			
154	318,000			
155	318,300			
156	318,600			

	157	318,900			
	158	319,200			
	159	319,500			
	160	319,800			
	161	320,100			
	162	320,400			
	163	320,700			
	164	321,000			
	165	321,300			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円
		224,600	235,900	257,800	290,200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第二ロの項及びハの項を次のように改める。

ロ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	197,300	246,700	269,300	292,800	396,800
	2	198,300	247,600	270,700	294,500	399,300
	3	199,300	248,500	272,100	296,300	401,500
	4	200,200	249,500	273,500	298,100	403,800
	5	201,200	250,500	275,000	300,100	406,100
	6	202,300	251,500	276,600	302,000	408,400
	7	203,300	252,500	278,200	303,900	410,700
	8	204,300	253,500	279,800	305,900	412,900
	9	205,300	254,500	281,500	307,900	415,000
	10	206,500	255,600	283,200	309,800	417,300
	11	207,700	256,700	285,000	311,800	419,400
	12	208,800	257,800	286,700	313,800	421,500
	13	209,900	258,900	288,400	315,800	423,600
	14	211,100	260,100	290,100	317,800	425,500
	15	212,300	261,400	291,900	319,800	427,400
	16	213,600	262,700	293,800	321,800	429,200
	17	215,000	264,100	295,700	323,700	431,000
	18	216,500	265,500	297,500	325,600	432,600
	19	218,100	266,900	299,400	327,600	434,100
	20	219,700	268,300	301,300	329,600	435,400
	21	221,300	269,800	303,200	331,600	436,700
	22	222,800	271,300	305,000	333,600	438,100
	23	224,300	272,800	306,900	335,500	439,300
	24	225,800	274,300	308,800	337,500	440,300
	25	227,200	275,800	310,700	339,500	441,400
	26	228,700	277,300	313,000	341,900	442,500
	27	230,200	278,800	315,400	344,400	443,500
	28	231,800	280,300	317,800	346,900	444,400
	29	233,100	281,900	320,200	349,400	445,200
	30	234,000	284,000	322,000	351,500	446,000
	31	234,800	286,100	323,700	353,600	446,800
	32	235,600	288,200	325,500	355,600	447,600
	33	236,500	290,300	327,400	357,600	448,300
	34	237,400	291,600	329,100	359,600	449,000
	35	238,300	293,000	330,800	361,600	449,800
	36	239,300	294,400	332,500	363,600	450,500

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

37	240,200	295,900	334,300	365,600	451,100
38	241,000	297,300	336,000	367,600	451,800
39	241,900	298,600	337,700	369,500	452,400
40	242,900	299,900	339,400	371,400	453,000
41	243,900	301,300	341,100	373,300	453,500
42	244,800	302,500	342,800	375,200	454,000
43	245,800	303,800	344,500	377,100	454,500
44	246,800	305,100	346,200	378,900	455,100
45	247,700	306,500	347,800	380,700	455,700
46	248,900	307,700	349,400	382,500	456,300
47	250,100	309,000	351,000	384,300	456,900
48	251,300	310,200	352,700	386,100	457,300
49	252,700	311,500	354,400	387,900	457,800
50	254,000	312,800	356,000	389,700	458,300
51	255,200	314,000	357,600	391,600	458,800
52	256,400	315,200	359,200	393,300	459,300
53	257,600	316,400	360,900	395,000	459,800
54	258,800	317,500	362,500	396,700	460,300
55	259,800	318,700	364,200	398,400	460,700
56	261,000	319,900	365,800	399,900	461,200
57	262,100	321,100	367,300	401,400	461,700
58	263,300	322,300	368,900	402,900	462,200
59	264,400	323,400	370,400	404,400	462,700
60	265,400	324,600	371,900	405,900	463,200
61	266,400	325,800	373,500	407,300	463,600
62	267,600	327,000	375,100	408,600	464,100
63	268,600	328,200	376,600	409,900	464,600
64	269,600	329,400	378,100	411,100	465,100
65	270,700	330,500	379,600	412,200	465,600
66	271,900	331,700	381,100	413,200	466,100
67	272,900	332,900	382,600	414,200	466,600
68	274,000	334,100	384,000	415,200	467,100
69	275,000	335,200	385,400	416,200	467,600
70	276,100	336,400	386,700	417,000	468,100
71	277,100	337,600	388,000	417,900	468,600
72	278,200	338,700	389,200	418,700	469,100
73	279,300	339,900	390,300	419,500	469,600
74	280,500	341,000	391,300	420,200	470,100
75	281,500	342,100	392,300	420,900	470,600
76	282,600	343,100	393,200	421,600	471,100

77	283,600	344,100	394,200	422,300	471,600
78	284,800	345,100	395,100	422,900	
79	285,900	346,000	396,000	423,600	
80	286,900	346,900	396,700	424,200	
81	287,800	347,600	397,500	424,800	
82	288,800	348,400	398,300	425,300	
83	289,800	349,100	399,000	425,800	
84	290,800	349,800	399,600	426,300	
85	292,000	350,300	400,300	426,800	
86	293,100	350,900	400,900	427,200	
87	294,100	351,500	401,500	427,700	
88	295,100	352,000	402,000	428,200	
89	296,200	352,600	402,500	428,600	
90	297,300	353,200	403,000	429,100	
91	298,200	353,800	403,500	429,600	
92	299,300	354,300	404,000	430,000	
93	300,400	354,800	404,500	430,400	
94	301,500	355,300	405,000	430,900	
95	302,500	355,800	405,500	431,400	
96	303,500	356,300	406,000	431,800	
97	304,500	356,800	406,400	432,200	
98	305,600	357,200	406,800	432,600	
99	306,700	357,700	407,300	433,000	
100	307,700	358,200	407,800	433,400	
101	308,600	358,700	408,300	433,800	
102	309,600	359,100	408,800	434,200	
103	310,600	359,600	409,300	434,600	
104	311,500	360,100	409,700	435,000	
105	312,400	360,600	410,100	435,400	
106	313,300	361,000	410,500	435,800	
107	314,200	361,400	410,900	436,200	
108	315,100	361,800	411,300	436,600	
109	315,900	362,200	411,700	437,000	
110	316,700	362,600	412,100	437,400	
111	317,400	363,000	412,500	437,800	
112	318,100	363,400	412,900	438,200	
113	318,700	363,800	413,300	438,600	
114	319,400	364,200	413,700	439,000	
115	320,000	364,600	414,100	439,400	
116	320,600	365,000	414,500	439,800	

117	321, 100	365, 400	414, 900	440, 200	
118	321, 600		415, 300		
119	322, 000		415, 700		
120	322, 400		416, 100		
121	322, 700		416, 500		
122	323, 100		416, 900		
123	323, 500		417, 300		
124	323, 900		417, 700		
125	324, 300		418, 100		
126	324, 600		418, 500		
127	325, 000		418, 900		
128	325, 400		419, 300		
129	325, 800		419, 700		
130	326, 200		420, 100		
131	326, 600		420, 500		
132	327, 000		420, 900		
133	327, 300		421, 300		
134	327, 700				
135	328, 000				
136	328, 300				
137	328, 600				
138	328, 900				
139	329, 200				
140	329, 500				
141	329, 800				
142	330, 100				
143	330, 400				
144	330, 700				
145	331, 000				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円
	212, 300	248, 000	286, 300	305, 700	331, 100

備考 この表は、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	208,100	250,800	270,400	293,100	396,800
	2	209,400	251,400	271,700	294,900	399,300
	3	210,600	252,000	273,000	296,700	401,500
	4	211,800	252,600	274,300	298,400	403,800
	5	213,000	253,400	275,700	300,100	406,100
	6	214,300	254,100	277,200	302,000	408,400
	7	215,600	254,800	278,800	303,900	410,700
	8	216,800	255,600	280,400	305,900	412,900
	9	218,000	256,400	282,100	307,900	415,000
	10	219,300	257,200	283,800	309,900	417,300
	11	220,600	258,100	285,600	311,900	419,400
	12	221,900	259,000	287,300	314,000	421,500
	13	223,200	260,000	289,000	315,800	423,600
	14	224,400	261,200	290,700	318,000	425,500
	15	225,700	262,400	292,400	320,100	427,400
	16	226,900	263,700	294,300	322,000	429,200
	17	228,100	265,100	296,200	323,800	431,000
	18	229,200	266,500	298,000	325,900	432,600
	19	230,300	267,900	299,900	327,800	434,100
	20	231,400	269,200	301,700	329,600	435,400
	21	232,500	270,600	303,500	331,800	436,700
	22	234,100	272,000	305,300	333,900	438,100
	23	235,600	273,400	307,200	336,000	439,300
	24	237,100	274,900	309,100	338,100	440,300
	25	238,300	276,400	311,000	340,100	441,400
	26	238,900	277,900	313,300	342,500	442,500
	27	239,600	279,400	315,700	345,000	443,500
	28	240,200	280,800	318,100	347,500	444,400
	29	240,700	282,300	320,500	350,000	445,200
	30	241,200	284,500	322,300	352,000	446,000
	31	241,700	286,700	324,000	354,000	446,800
	32	242,400	288,800	325,800	356,000	447,600
	33	243,100	290,600	327,600	358,000	448,300
	34	243,600	292,000	329,400	360,000	449,000
	35	244,100	293,600	331,000	362,000	449,800
	36	244,700	295,200	332,600	364,000	450,500

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

37	245,500	296,700	334,400	365,900	451,100
38	246,200	298,100	336,000	367,800	451,800
39	246,900	299,400	337,700	369,700	452,400
40	247,700	300,700	339,500	371,600	453,000
41	248,700	301,900	341,200	373,500	453,500
42	249,700	303,200	342,800	375,400	454,000
43	250,700	304,400	344,500	377,200	454,500
44	251,900	305,700	346,200	378,900	455,100
45	253,100	306,900	347,900	380,700	455,700
46	254,500	308,100	349,400	382,500	456,300
47	255,900	309,300	351,000	384,300	456,900
48	257,200	310,400	352,700	386,100	457,300
49	258,300	311,700	354,400	387,900	457,800
50	259,600	312,900	356,000	389,700	458,300
51	260,600	314,100	357,600	391,600	458,800
52	261,800	315,300	359,200	393,300	459,300
53	262,800	316,400	360,900	395,000	459,800
54	264,100	317,600	362,500	396,700	460,300
55	265,300	318,700	364,200	398,400	460,700
56	266,200	319,900	365,800	399,900	461,200
57	267,100	321,100	367,300	401,400	461,700
58	268,400	322,300	368,900	402,900	462,200
59	269,500	323,400	370,400	404,400	462,700
60	270,400	324,600	371,900	405,900	463,200
61	271,400	325,800	373,500	407,300	463,600
62	272,500	327,000	375,100	408,600	464,100
63	273,500	328,200	376,600	409,900	464,600
64	274,600	329,400	378,100	411,100	465,100
65	275,700	330,500	379,600	412,200	465,600
66	276,800	331,700	381,100	413,200	466,100
67	277,900	332,900	382,600	414,200	466,600
68	278,900	334,100	384,000	415,200	467,100
69	280,000	335,200	385,400	416,200	467,600
70	280,900	336,400	386,700	417,000	468,100
71	281,900	337,600	388,000	417,900	468,600
72	283,100	338,700	389,200	418,700	469,100
73	284,300	339,900	390,300	419,500	469,600
74	285,300	341,000	391,300	420,200	470,100
75	286,200	342,100	392,300	420,900	470,600
76	287,300	343,100	393,200	421,600	471,100

77	288,500	344,100	394,200	422,300	471,600
78	289,400	345,100	395,100	422,900	
79	290,400	346,000	396,000	423,600	
80	291,500	346,900	396,700	424,200	
81	292,600	347,600	397,500	424,800	
82	293,600	348,400	398,300	425,300	
83	294,500	349,100	399,000	425,800	
84	295,600	349,800	399,600	426,300	
85	296,700	350,300	400,300	426,800	
86	297,700	350,900	400,900	427,200	
87	298,700	351,500	401,500	427,700	
88	299,800	352,000	402,000	428,200	
89	300,800	352,600	402,500	428,600	
90	301,700	353,200	403,000	429,100	
91	302,700	353,800	403,500	429,600	
92	303,700	354,300	404,000	430,000	
93	304,700	354,800	404,500	430,400	
94	305,700	355,300	405,000	430,900	
95	306,700	355,800	405,500	431,400	
96	307,700	356,300	406,000	431,800	
97	308,600	356,800	406,400	432,200	
98	309,600	357,200	406,800	432,600	
99	310,600	357,700	407,300	433,000	
100	311,500	358,200	407,800	433,400	
101	312,400	358,700	408,300	433,800	
102	313,300	359,100	408,800	434,200	
103	314,200	359,600	409,300	434,600	
104	315,100	360,100	409,700	435,000	
105	315,900	360,600	410,100	435,400	
106	316,700	361,000	410,500	435,800	
107	317,400	361,400	410,900	436,200	
108	318,100	361,800	411,300	436,600	
109	318,700	362,200	411,700	437,000	
110	319,400	362,600	412,100	437,400	
111	320,000	363,000	412,500	437,800	
112	320,600	363,400	412,900	438,200	
113	321,100	363,800	413,300	438,600	
114	321,600	364,200	413,700	439,000	
115	322,000	364,600	414,100	439,400	
116	322,400	365,000	414,500	439,800	

	117	322,700	365,400	414,900	440,200	
	118	323,100		415,300		
	119	323,500		415,700		
	120	323,900		416,100		
	121	324,300		416,500		
	122	324,600		416,900		
	123	325,000		417,300		
	124	325,400		417,700		
	125	325,800		418,100		
	126	326,200		418,500		
	127	326,600		418,900		
	128	327,000		419,300		
	129	327,300		419,700		
	130	327,700		420,100		
	131	328,000		420,500		
	132	328,300		420,900		
	133	328,600		421,300		
	134	328,900				
	135	329,200				
	136	329,500				
	137	329,800				
	138	330,100				
	139	330,400				
	140	330,700				
	141	331,000				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		216,700	249,300	286,300	305,700	331,100

備考 この表は、保健師、看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第一口に掲げる行政職給料表(二)の適用について、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてその者の属していた職務の級(以下「旧級」という。)が付則別表第一の旧級欄に掲げる職務の級であった職員の施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

3 施行日の前日において職員の給与に関する条例別表第一イに掲げる行政職給料表(一)、同表ロに掲げる行政職給料表(二)、別表第二口に掲げる医療職給料表(二)及び同表ハに掲げる医療職給料表(三)の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が付則別表第二に掲げられている職務の級であつたものの施行日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

（施行日前の異動者の号給の調整）

4 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（復職等の日における号給調整の特例）

5 施行日の前日から引き続き休職中等（初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和五十三年特別区人事委員会規則第十八号）第三十三条の規定による休職中、結核休養中、自己啓発等休業中、配偶者同行休業中、育児休業中、外国派遣中、公益的法人等派遣中又は停職中をいう。以下同じ。）の者のうち、次に掲げる職員の施行日後の復職した日、職務に復帰した日、休養の終了した日の翌日又は再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）における号給は、施行日に復職等をしていたならば決定されていた号給に調整する。

一 休職中等の期間の初日から施行日の前日までの間に初任給、昇格及び昇給等に関する規則第二条第四号に規定する昇給日がある職員

二 復職等の日に昇格する職員（施行日の前日においてこの条例による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年三月東京都北区条

例第一号)付則第五項から第七項までに規定する差額に相当する額を加算した額を受ける職員に限る。))

(施行日と同日に昇格等をする場合の号給決定)

6 施行日と同日に昇格、降格、昇給、降給、転職等をする場合の号給決定は、付則別表第二による切替えを行った後の号給を基礎として行うものとする。
(他の特別区及び特別区の一部事務組合から採用される職員に対する規定の準用)

7 施行日の前日に人事交流により他の特別区及び特別区の一部事務組合を退職し、施行日から採用される職員の初任給決定については、付則第二項から前項まで並びに付則別表第一及び付則別表第二の規定を準用する。

(委任)

8 付則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

9 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成三十年三月東京都北区条例第一号)の一部を次のように改正する。

付則中第五項から第七項までを削り、第八項を第五項とし、第九項から第十六項までを三項ずつ繰り上げ、付則第十七項中「第八項」を「第五項」に改め、同

項を付則第十四項とし、付則中第十八項を第十五項とし、第十九項を第十六項とする。

付則別表第一（付則第2項関係）

職務の級の切替表

旧級	新級
1級	1級
2級	2級
3級	3級
4級	4級

付則別表第二（付則第3項関係）

号給の切替表

イ 行政職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	5級	6級	7級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	1	1
23	1	1	1
24	1	1	1
25	1	1	1
26	1	1	1
27	1	1	1
28	1	1	1
29	1	1	1
30	1	1	2
31	1	1	2
32	1	1	2
33	1	1	2
34	2	1	2
35	3	1	2
36	4	1	2
37	5	1	2
38	6	1	2
39	7	1	3
40	8	1	3
41	9	2	3
42	10	2	3
43	11	2	3
44	12	2	3
45	13	2	3
46	14	2	3
47	15	3	3
48	16	3	3

49	17	3	3
50	18	3	3
51	19	3	3
52	20	3	4
53	21	3	4
54	22	4	4
55	23	4	4
56	24	4	4
57	25	4	4
58	26	4	4
59	27	4	4
60	28	4	4
61	29	4	4
62	30	5	
63	31	5	
64	32	5	
65	33	5	
66	34	5	
67	35	5	
68	36	5	
69	37	5	
70	38	5	
71	39	5	
72	40	5	
73	41	6	
74	42	6	
75	43	6	
76	44	6	
77	45	6	
78	46	6	
79	47	6	
80	48	6	
81	49	6	
82	50	6	
83	51	6	
84	52	7	
85	53	7	
86	54	7	
87	55	7	
88	56	7	
89	57	7	
90	58		
91	59		
92	60		
93	61		
94	62		
95	63		
96	64		
97	65		
98	66		
99	67		
100	68		
101	69		
102	70		
103	71		
104	72		

105	73		
106	74		
107	75		
108	76		
109	77		

ロ 行政職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	1級	2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	4	2	1	1
5	5	2	1	1
6	7	3	1	1
7	7	4	1	1
8	8	5	1	1
9	9	6	1	1
10	9	7	1	1
11	11	8	1	1
12	12	9	1	1
13	13	10	1	1
14	13	11	1	1
15	15	12	2	1
16	16	13	3	1
17	16	14	3	1
18	16	15	4	1
19	17	16	5	1
20	18	17	5	1
21	19	17	6	1
22	20	18	7	1
23	21	18	8	1
24	22	19	9	1
25	23	19	9	1
26	24	20	10	1
27	25	21	13	1
28	26	22	17	2
29	27	23	17	2
30	28	24	18	3
31	29	24	18	4
32	30	25	19	5
33	31	27	19	5
34	32	29	20	6
35	33	31	20	7
36	34	33	21	8
37	35	33	22	9
38	36	34	23	9
39	37	34	24	10
40	38	35	25	11
41	39	35	26	12
42	40	36	27	13
43	41	36	28	15
44	42	37	29	17

45	43	38	30	17
46	44	39	31	18
47	45	40	32	18
48	46	41	33	19
49	47	42	35	20
50	48	43	37	21
51	49	44	38	21
52	50	45	40	22
53	50	46	41	24
54	51	47	43	25
55	51	48	44	25
56	52	48	45	27
57	52	50	45	28
58	53	51	46	28
59	53	52	48	29
60	54	53	49	29
61	54	54	51	30
62	55	55	52	32
63	56	56	53	33
64	57	57	54	33
65	58	58	54	33
66	59	58	55	34
67	60	59	56	34
68	61	60	57	34
69	62	61	58	35
70	63	62	59	36
71	64	63	60	36
72	65	64	61	37
73	66	64	61	37
74	67	65	61	38
75	68	66	62	38
76	69	67	62	39
77	70	68	62	39
78	71	69	63	40
79	72	69	63	40
80	73	70	64	41
81	74	71	64	41
82	75	71	65	41
83	76	71	65	41
84	77	72	66	42
85	78	72	67	42
86	79	72	68	42
87	80	73	68	43
88	81	73	69	43
89	82	73	69	43
90	83	74	70	44
91	84	74	71	44
92	85	74	71	44
93	86	75	72	45
94	87	75	72	45
95	88	75	73	45
96	89	76	74	46
97	90	77	75	46
98	91	77	75	46
99	92	78	76	46
100	93	79	77	47

101	94	80	77	47
102	95	80	78	47
103	96	81	79	47
104	97	82	79	48
105	98	83	80	48
106	99	84	81	48
107	100	85	81	48
108	101	86	82	49
109	102	87	83	49
110	103	88	83	49
111	104	88	84	50
112	105	89	85	50
113	105	90	86	50
114	106	91	86	51
115	107	91	87	51
116	108	92	88	51
117	109	93	89	52
118	110	94	90	52
119	110	94	91	52
120	111	95	92	53
121	112	96	93	55
122	112	97	94	
123	113	97	95	
124	113	98	96	
125	114	99	98	
126	114	99	99	
127	115	100	100	
128	115	101	102	
129	116	101	103	
130	116	102	104	
131	116	103	106	
132	117	103	107	
133	117	104	108	
134	118	104	110	
135	118	105	111	
136	118	105	112	
137	119	105	114	
138	119	106	115	
139	120	106	116	
140	120	106	118	
141	121	107	119	
142	121	107	120	
143	122	107	122	
144	122	108	123	
145	123	108	124	
146	123	108	126	
147	123	109	127	
148	124	109	128	
149	124	109	130	
150	124		131	
151	125		132	
152	125		134	
153	126		135	
154	126		136	
155	126		137	
156	127		138	

157	127		139	
158	128			
159	128			
160	129			
161	129			
162	129			
163	130			
164	130			
165	131			

ハ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	5級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	2
35	3
36	4
37	5
38	6
39	7
40	8

41	9
42	10
43	11
44	12
45	13
46	14
47	15
48	16
49	17
50	18
51	19
52	20
53	21
54	22
55	23
56	24
57	25
58	26
59	27
60	28
61	29
62	30
63	31
64	32
65	33
66	34
67	35
68	36
69	37
70	38
71	39
72	40
73	41
74	42
75	43
76	44
77	45
78	46
79	47
80	48
81	49
82	50
83	51
84	52
85	53
86	54
87	55
88	56
89	57
90	58
91	59
92	60
93	61
94	62
95	63
96	64

97	65
98	66
99	67
100	68
101	69
102	70
103	71
104	72
105	73
106	74
107	75
108	76
109	77

二 医療職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	5級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	2
35	3
36	4

37	5
38	6
39	7
40	8
41	9
42	10
43	11
44	12
45	13
46	14
47	15
48	16
49	17
50	18
51	19
52	20
53	21
54	22
55	23
56	24
57	25
58	26
59	27
60	28
61	29
62	30
63	31
64	32
65	33
66	34
67	35
68	36
69	37
70	38
71	39
72	40
73	41
74	42
75	43
76	44
77	45
78	46
79	47
80	48
81	49
82	50
83	51
84	52
85	53
86	54
87	55
88	56
89	57
90	58
91	59
92	60

93	61
94	62
95	63
96	64
97	65
98	66
99	67
100	68
101	69
102	70
103	71
104	72
105	73
106	74
107	75
108	76
109	77

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第二十四号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月東京都北区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項ただし書中「勤務しなかつた」を「勤務をしなかつた」に改め、同条第二項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「定める額」の下に「（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を加え、同項第一号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を削る。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第二十五号

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例

東京都北区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月東京都北区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二中「並びに」を「、世帯主の世帯に属する」に、「の合算額」を「並びに世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（同項第四号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額」に改める。

第十四条の三第一号ロ中「いう。」及び「及びいう。」並びに「をいう。」に改め、「介護納付金」という。」の下に「及び子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）を加え、同号へ中「及び介護納付金」を「、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第二号ロ及びニ中「及び介護納付金」を「、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改める。

第十五条第一項中「第十五条の四」を「第十五条の四第一号」に改める。
第十五条の四第一号中「百分の七・七一」を「百分の七・五一」に、「百分の五十三」を「百分の五十四」に改め、同条第二号中「四万七千三百円」を「四万七千六百円」に、「百分の四十七」を「百分の四十六」に改める。

第十五条の八中「六十六万円」を「六十七万円」に改める。

第十五条の十一中「次条」を「次条第一号」に改める。

第十五条の十二第一号中「百分の二・六九」を「百分の二・八〇」に、「百分の五十三」を「百分の五十四」に改め、同条第二号中「一万六千八百円」を「一万七千六百円」に、「百分の四十七」を「百分の四十六」に改める。

第十六条の三中「次条」を「次条第一号」に改める。

第十六条の四第一号中「百分の二・二五」を「百分の二・四三」に、「百分の五十五」を「百分の五十六」に改め、同条第二号中「一万六千六百円」を「一万七千八百円」に、「百分の四十五」を「百分の四十四」に改める。

第十六条の五中「賦課額」を「介護納付金賦課額」に改める。

第十六条の五の次に次の五条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第十六条の六 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第十九条の二及び第十九条の四から第十九条の六までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

ロ 第十九条の六に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ロ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第十六条の七 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総

額に、当該世帯に属する十八歳以上被保険者（法施行令第二十九条の七第五項第三号に規定する十八歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した十八歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第十六条の八 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第一号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第十六条の九 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の〇・二七（子ども・子育て支援納付金賦課総額から第十六条の六第一号ロに掲げる額の見込額から同号ロに係る同条第二号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の百分の五十二に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第二十九条の七第五項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の十の二に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

二 被保険者均等割 被保険者一人につき千八百円（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の百分の四十八に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

三 十八歳以上被保険者均等割 被保険者一人につき七十三円（第十六条の六第一号ロに掲げる額の見込額から同号ロに係る同条第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度における十八歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

（子ども・子育て支援納付金賦課限度額）
第十六条の十 第十六条の七の子ども・子育て支援納付金賦課額は、三万円を超えることができない。

第十八条の二 第一項中「基礎賦課額及び」を「基礎賦課額、」に、「並びに介護納付金賦課額」を「、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額」に改め、同条第二項中「基礎賦課額及び」を「基礎賦課額、」に、「並びに介護納付金賦課額」を「、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額」に、「すべて」を「全て」に改める。

第十九条 第一項中「の額、第十五条の十の額若しくは」を「、第十五条の十、」に改め、「第十六条の二」の下に「若しくは第十六条の七」を加え、「次条各号に

定める額」を「次条各号」に、「に定める額若しくは第十九条の五第一項各号」を「第十九条の五第一項各号若しくは第十九条の六」に改め、同条第二項中「の額、第十五条の十の額若しくは」を「第十五条の十、」に改め、「第十六条の二」の下に「若しくは第十六条の七」を加え、「次条各号に定める額」を「次条各号」に、「に定める額若しくは第十九条の五第一項各号」を「第十九条の五第一項各号若しくは第十九条の六」に改める。

第十九条の二中「六十六万円」を「六十七万円」に、「及び第十五条の十」を「第十五条の十」に、「並びに第十六条の二」を「第十六条の二」に改め、「十七万円」の下に「及び第十六条の七の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号の二及びホに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が三万円を超える場合には、三万円）」を加え、同条第一号イ中「三万三千百円」を「三万三千三百二十円」に改め、同号ロ中「一万千七百六十円」を「一万二千三百二十円」に改め、同号ハ中「一万千六百二十円」を「一万二千四百六十円」に改め、同号に次のように加える。

ニ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 千二百六十円

ホ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る十八歳以上被保険者均等割額 被保険者一人について 五十二円

第十九条の二第二号中「三十万五千元」を「三十一万円」に改め、同号イ中「二万三千六百五十円」を「二万三千八百円」に改め、同号ロ中「八千四百円」を「八千八百円」に改め、同号ハ中「八千三百円」を「八千九百円」に改め、同号に次のように加える。

ニ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 九百円

ホ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る十八歳以上被保険者均等割額 被保険者一人について 三十七円

第十九条の二第三号中「五十六万円」を「五十七万円」に改め、同号イ中「九千四百六十円」を「九千五百二十円」に改め、同号ロ中「三千三百六十円」を「三千五百二十円」に改め、同号ハ中「三千三百二十円」を「三千五百六十円」に改め、同号に次のように加える。

ニ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 三百六十円

ホ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る十八歳以上被保険者均等割額 被保険者一人について 十五円

第十九条の三中「及び前条」を「、第十五条の十一、第十六条の三、第十六条の八、前条及び第十九条の五」に改める。

第十九条の四第一号イ中「七千九十五円」を「七千四百四十円」に改め、同号ロ中「一万千八百二十五円」を「一万千九百円」に改め、同号ハ中「一万八千九百二十円」を「一万九千四十円」に改め、同号ニ中「二万三千六百五十円」を「二万三千八百円」に改め、同条第二号イ中「二千五百二十円」を「二千六百四十円」に改め、同号ロ中「四千二百円」を「四千四百円」に改め、同号ハ中「六千七百二十円」を「七千四十円」に改め、同号ニ中「八千四百円」を「八千八百円」に改め、同条に次の一号を加える。

三 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

イ 第十九条の二第一号ニに規定する金額を減額した世帯 二百七十円

ロ 第十九条の二第二号ニに規定する金額を減額した世帯 四百五十円

ハ 第十九条の二第三号ニに規定する金額を減額した世帯 七百二十円

ニ イからハまでに掲げる世帯以外の世帯 九百円

第十九条の五第一項中「第二十九条の七第五項第八号」を「第二十九条の七第六項第八号」に、「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額」に、「被保険者均等割額」は「を」を「被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額」は「に」、「及び第十六条の五」を「第十六条の五及び第十六条の十」に改め、同項第一号中「第三十二条の十の二各号」を「第三十

二条の十の三各号」に改め、同項に次の二号を加える。

七 子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の十二分の一の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

八 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額（第十九条の二に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額）に十二分の一を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第十九条の五の次に次の一条を加える。

（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額）

第十九条の六 当該年度において、その世帯に十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「十八歳未満被保険者」という。）がある場合における当該十八歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第十六条の九の子ども・子育て支援納付金賦課

額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第十九条の二各号、第十九条の四第三号及び前条第八号に規定する基準に従い当該十八歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額）から当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区国民健康保険条例第十四条の二、第十四条の三、第十五条の四、第十五条の八、第十五条の十二、第十六条の四、第十六条の六から第十六条の十まで、第十八条の二及び第十九条から第十九条の六までの規定は、令和八年度以後の年度分の保険料について適用し、令和七年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

東京都北区介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第二十六号

東京都北区介護保険条例の一部を改正する条例

東京都北区介護保険条例（平成十二年三月東京都北区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

付則第十条中「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得」を「給与所得（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得をいう。次条及び付則第十二条において同じ。）」に改める。

付則に次の三条を加える。

（令和八年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第十一条 第一号被保険者（令和八年度分の保険料の賦課期日において区に住所を有しない者を除き、令和八年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において区に住所を有する者（同法第二百九十四条第三項の規定により区の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第一項において同じ。）のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が五十万千円以上六十五万千円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第四条第一項（第六号

2

イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ、第十三号イ、第十四号イ及び第十五号イに係る部分に限る。の規定の適用については、同項第六号イ中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十五条の三第一項、第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額に給与所得の金額に八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額について、同条第二項の規定によつて計算した金額に令和七年中の同条第一項に規定する給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。」とする。

第一号被保険者のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者

（同年中の給与等の収入金額が六十五万円以上百六十一万九千円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第四条第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ、第十三号イ、第十四号イ及び第十五号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イ中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下「合計所得金額」という。）とあるのは、「合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の規定によつて計算した金額に十万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

第一号被保険者のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が百六十一万九千円以上百九十万円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第四条第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ、第十三号イ、第十四号イ及び第十五号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イ中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項、第三十五条の三第二項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二条の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下「合計所得金額」という。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額について、同条第二項の規定によつて計算した金額に六十五万円から令和七年給与所得控除額（令和七年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和七年

法律第十三号)第一条の規定による改正前の所得税法別表第五の給与等の金額として、同表により当該金額に依じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第十二条の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)とする。

(令和八年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第十二条 第一号被保険者の令和八年度における保険料率の算定についての第四条第一項の規定の適用については、当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第一号に掲げる者に該当し、かつ、第二号又は第三号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

一 令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和八年度分の保険料の賦課期日において区に住所を有しない者を除く。)であつて、令和八年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において区に住所を有するもの(同法第二百九十四条第三項の規定により区の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

二 地方税法第二百九十五条第一項第二号に掲げる者に該当し、かつ、令和八年

度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のイからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

イ 令和七年中の給与等の収入金額が五十五万円以上六十五万円未満であり、かつ、百三十五万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額以下である場合

ロ 令和七年中の給与等の収入金額が六十五万円以上百六十一万九千円未満であり、かつ、百三十五万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が十万円以下である場合

ハ 令和七年中の給与等の収入金額が百六十一万九千円以上百九十万円未満であり、かつ、百三十五万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、六十五万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）第一条の規定による改正前の所得税法別表第五（以下「別表第五」という。）の給与等の金額として、別表第五により当該金額に応じて求めた別表第五の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

三 地方税法第二百九十五条第一項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和八年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のイからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

イ 令和七年中の給与等の収入金額が五十五万円以上六十五万円未満であり、かつ、東京都北区特別区税条例（昭和三十九年十二月東京都北区条例第三十五号）第十条第二項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額以下である場合

ロ 令和七年中の給与等の収入金額が六十五万円以上百六十一万九千円未満であり、かつ、東京都北区特別区税条例第十条第二項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が十万円以下である場合

ハ 令和七年中の給与等の収入金額が百六十一万九千円以上百九十万円未満であり、かつ、東京都北区特別区税条例第十条第二項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、六十五万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第五の給与等の金額として、別表第五により当該金額に応じて求めた別表第五の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第一号被保険者の令和八年度における保険料率の算定についての第四条第一項の規定の適用については、当該第一号被保険者が前項第一号に掲げる者に該当し、かつ、同項第二号又は第三号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第一号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている

者とみなす。

（令和八年度における保険料の減額の特例）

第十三条 区長は、令和七年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者である第一号被保険者又はその属する世帯の世帯主若しくは世帯員について、前条第一項又は第二項の規定により令和八年度分の同法の規定による市町村民税が課されている者とみなされたものの状況を勘案して特に必要があると認めるときは、第十二条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより当該者に係る同年度の保険料に限りその一部を減額することができる。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

東京都北区議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月二十五日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例二十七号

東京都北区議会委員会条例の一部を改正する条例

東京都北区議会委員会条例（昭和三十一年十一月東京都北区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「政策経営部」を「区長室、政策経営部」に改め、同項第二号中「地域振興部」の下に「、産業経済文化部」を加え、「生活環境部」を「環境部」に改め、同項第五号中「まちづくり部」を「都市整備部、まちづくり推進部」に改める。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。